

文化一揆後に見られた 一大庄屋の動向について

橋本和雄

(会員 佐伯市東町)

1. はじめに

米水津村浦代に居住の高宮昭夫氏が所有する成松文書(もんじょ)
(註1)に「當所代々役人萬用控(よろづようひかえ)」というのがあります。

この文書の一部に文化一揆後、米水津村大庄屋の動向を示すものがありました。それは幕藩体制下の江戸時代ならでは起き得ない事なので、ここに紹介したいと思います。

II 佐伯藩の場合 II 文化九年正月十一日、因尾村・中野村・横川村・仁田原村・赤木村・上直見村・下直見村の七ヶ村の農民約四〇〇〇人によりなされました。農民達は因尾村や赤木村・横川村・下直見村にある役所や庄屋宅を打ち壊し、城下を目指して進んだのです。佐伯藩はこうした動きを阻止するため、藩士三〇〇人ばかりが武器を携帯し、切畠村に陣取りました。けれど農民達の勢いを止める事が出来ません。切畠村の大庄屋宅が壊されている時、家老の戸倉織部が登場し、こうした動きを静める事に成功します。十三日のことです。一揆に結集した人々は「十ヶ条の願い(註2)」を織部に差し出します。織部はこれらの願いのうち助合銀(註3)は廃止することを約束し、他の「願い」は江戸の藩主と話し合つた上で答えるから一〇〇日間待つようにと伝えます。

【文化一揆とは】 文化八(一八一二)年末から九年にかけ、大分県下で起きた百姓一揆を云います。この一揆は、最初岡藩で文化八年十一月十八日に起こり、またたくうちに県内にあつた各藩(臼杵・佐伯・幕府領・中津・時

ろうから、それが不埒な願いであつても咎めないから、来る二十日までに遠慮なく申し出るようだ。」と伝えます。

二月十日、一揆から一ヶ月過ぎ、一揆の主だった人々の召し捕りが始まります。

五月二十六日、一揆から四か月以上たつた五月二十六日に「御領分中在浦役人ならびに頭百姓」が集められます。そして藩は次の事柄を伝えます。

①一揆を起した七か村は不届至極である。

②各村浦から出された「願い」は、わがままなのが多いし、聞くだけで済まされないものがあるけれど、今は咎めない。

③「願い」を出さなかつた十村浦（古市・切畑・床木・



◎因尾村堂の間百姓文七、及び因尾村上津川百姓李右衛門の二名は「死罪」
六月六日、文化一揆の処分が発表されます。

◎流刑 領内の島に流された 六名
門の二名は「死罪」

◎所替・八名

◎過料(罰金)一人前銀三十目、約二三〇〇人 三十九貫
余(破却にあつた家々へ配布されたといわれています)。

※こうした経過を踏まえて、次の文章を見ていきます。
米水津村大庄屋の動向 || 成松文書より ||

【読み下し文】

文化九年酉正月白杵領竹田領並に佐伯

奥在より百姓公事越申候 節家別錢御免被仰付 在浦

共二難済仕候 得ば百姓方銘々勝手之願書御免被仰付

候 候処米水津大庄屋我儘成義相認願書指上申候

処戸倉織部様御郡廻り有之候而色利大庄屋与七郎義退

役致妹おすわ事尼ニ相成候

【大意】 文化九年（一八一二）酉の年正月、白杵領・

竹田領ならびに佐伯領の奥の村から、公事（民事訴訟）

を越えた事柄を云つた際、家別錢は免除することを仰せ

付けられた。在浦（農村・漁村）の人々は共々難済して

いたので、（藩は）百姓達めいめいが願う勝手の願書を出

す事を許されたところ、米水津の大庄屋はわがままな事

をしたためて願書として指し出した。（その後家老の）戸

倉織部様が各村々への廻りがあつた。（その際）色利大庄

屋与七郎は大庄屋の役を退き、妹のおすわは尼になつた。

【検討】 この文章で先ず気付くのは、百姓一揆を「公

事越」と述べている事です。藩側は「百姓騒動」と記している事から対照的な表現だと云えます。また（一揆の

要求のうち）家別錢は免除すると書いていますが、実際

は助合銀が廃止されただけです。それでは誤った記述か

というと、そうではないと考えられます。というのも

「大分県史・近世篇I・佐伯藩」の二三二頁に、次の文章

があるからです。「藩はより一層の負担の強化を図る。軒

別錢（家別錢）の新設がそれである。〔中略〕当初の

約束では三年間の臨時税のはずが、期限の切れた文化三

年からは救恤のためと称し、名称を助合銀と改めただけ

でそのまま存続させた（「御仕置帳」）。

この文から察せられるように、文化一揆で助合銀が直

ちに廃止された事を知り、それは家別錢の事を指してい

ると解釈したと考えられるからです。

一揆後、藩からどんな願いでも出す事は差支えないと

云うので、米水津の大庄屋は「わがままな事」をしたた

めて出します。でも、どのような内容であつたかは分か

りません。けれど当時「要求」してはならないものだつ

た事は確かです。だから家老戸倉織部が郡の村々を廻る

という際、米水津へ来る直前なのかそれよりだいぶ前か

分からぬいけれど、大庄屋の役を退き、妹のおすわは尼

になつて「わがままな事をしたため願書を差出した」責

「人萬用控」から読み取れる内容です。

藩としては、米水津の大庄屋がわがままな願書を出した責任をとり、「大庄屋役」をやめられては困る事になります。藩は一揆後三日経った際、村々の責任者に対し「不埒な願いでも咎めないから」申し出るようになると云つています。ですから大庄屋役を退く事を認める訳にはいきません。もし認めてしまえば藩は虚偽を云つた事になります。他の村々から同調者も出てくるでしょう。更には藩への不信増大につながつていくでしよう。

米水津大庄屋の退役^(たいやく)という事態が、その後どうなつたかは米水津の成松文書「當所代々役人萬用控」からは分かりません。県当局刊行の「大分県史・近世篇Ⅰ・佐伯藩」二三三頁の文章が、その事を語ってくれます。

「御仕置帳」一中略一には七月二十五日に米水津浦組が先の願書で大庄屋の退役を願い出ていたのを「願い下げ」た……。

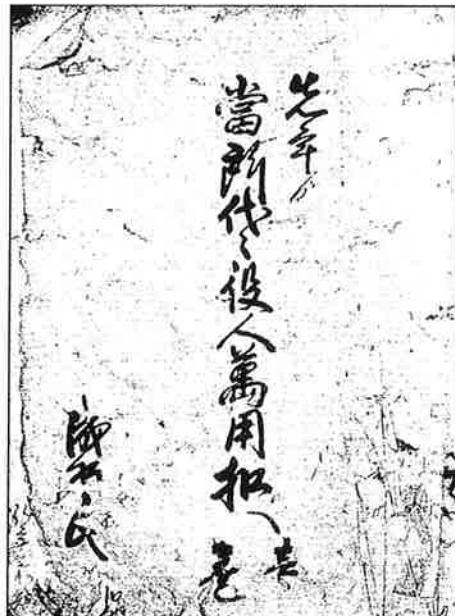
まとめて代えて

成松文書の一つ、「當所代々役人萬用控」にある文化一揆後の米水津村大庄屋の動向を伝える文章には、藩||

(お上)にさからつては大変だという風潮がみなぎつていた事を知らせできます。佐伯藩領農・漁村に住む人々の心の動きを伝える文章篇、なかなか目に出来る事が出来ないだけに、貴重な資料と思えてなりません。残念なのは「わがままなるぎ」をしたためたという内容が分からぬことです。他の村々にも出しているのです。とすれば現在残されている佐伯藩資料で知る事が出来るかも知れません。また、今回の文書には歴史の上で大事な、何年何月に起きた事と書かれています。文面から家老戸倉織部の御郡廻りの前だという事から、一揆の起きた年の七月二十五日以前と判断した所です。こうした事柄を明らかにしていくためにも「御仕置帳」・「御用所日記」等の佐伯藩資料が、一日でも早く自由に閲覧出来る事を願つてやまないものがあります。

〔註1〕「成松文書」 江戸時代米水津村浦代浦の庄屋成松氏にあつた文書です。その子孫の成松勇策氏が所有していたが、千葉県へ移住する事となりました。その際、成松文書は浦代在住の高宮昭夫氏が譲り受けました。「成松文書」は現在、村指定「文化財」となっています。

- 〔註2〕十ヶ条の願
- 一、免方之事。一、くり計棒之事。是は納米をはかる時用ゆる計棒の中をくりたるを言うと也。
 - 一、牛馬運上之事。一、御家中奉公之事。
 - 一、紙勘場之事。一、竹木運上之事。
 - 一、炭山夫方之事。一、助合銀之事。
 - 一、七ヶ村に大庄屋式人の事。
 - 一、家別錢之事。



〔註3〕助合銀なすけあいぎん＝安永四年（一七七五）に始まった。凶作に備えた備荒貯蓄の一つで、高一石につき錢一文ずつを蓄えるもの。



現在の米水津村色利浦